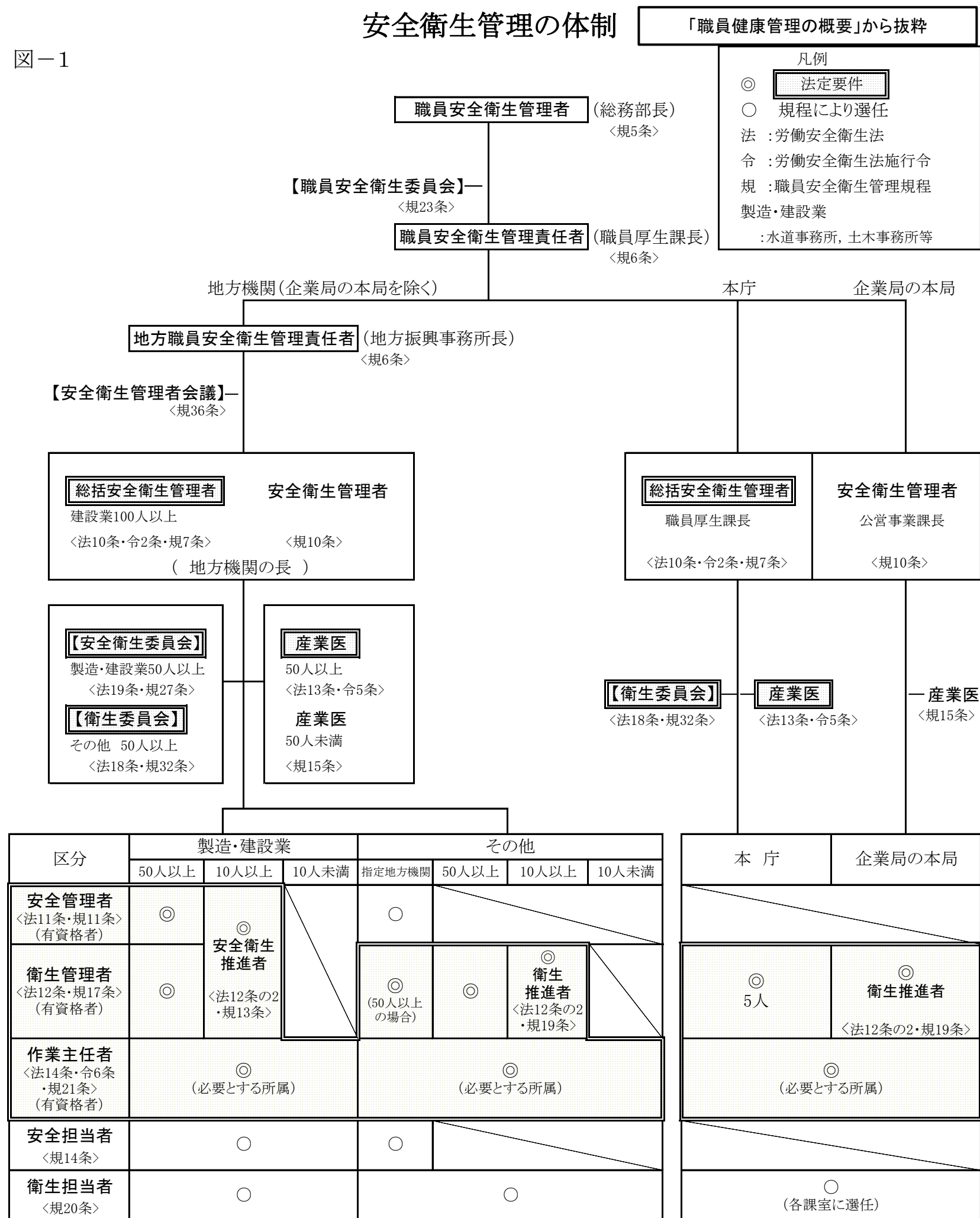


安全衛生管理の体制

「職員健康管理の概要」から抜粋

図-1



- 凡例
- ◎ 法定要件
 - 規程により選任
- 法：労働安全衛生法
 令：労働安全衛生法施行令
 規：職員安全衛生管理規程
 製造・建設業
 : 水道事務所, 土木事務所等

区分	製造・建設業			その他			本庁	企業局の本局
	50人以上	10人以上	10人未満	指定地方機関	50人以上	10人以上		
安全管理者 〈法11条・規11条〉 (有資格者)	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎
衛生管理者 〈法12条・規17条〉 (有資格者)	◎	◎	◎	◎ (50人以上の場合)	◎	◎	◎ 5人	◎ 衛生推進者 〈法12条の2・規19条〉
作業主任者 〈法14条・令6条・規21条〉 (有資格者)	◎ (必要とする所属)			◎ (必要とする所属)			◎ (必要とする所属)	
安全担当者 〈規14条〉	○	○	○	○	○	○	○ (各課室に選任)	
衛生担当者 〈規20条〉	○	○	○	○	○	○	○ (各課室に選任)	

※指定地方機関(規11条, 14条, 27条)
 保健環境センター・産業技術総合センター・古川農業試験場・畜産試験場・農業・園芸総合研究所の5機関を施行通知にて指定し、「安全管理者」、「安全担当者」、「安全衛生委員会」を置く。

図-1(参考)

安全衛生管理の体制における名称及び職務内容

名 称	職 務 内 容	充てる職及び資格等
職員安全衛生管理者	本県の安全衛生管理体制を統括する	総務部長 規程第5条
職員安全衛生管理者の代理者	職員安全衛生管理者の職務を代理する	総務部副部長 規程第5条第2項
職員安全衛生管理責任者	職員安全衛生管理者の職務を補助する	総務部職員厚生課長 規程第6条
地方職員安全衛生管理責任者	地方振興事務所管内の地方機関の安全衛生に関する事務処理を統括する	地方振興事務所長 規程第6条第2項
総括安全衛生管理者	(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること (3) 職員の健康の保持増進のための措置に関すること (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止に関すること	(本庁) 総務部職員厚生課長 (製造業又は建設業の業務を行う100人以上の所属所) 所属長 法第10条・令第2条・則第2条・規程第7条
総括安全衛生管理者の代理者	総括安全衛生管理者の職務を補助する	(本庁) 総務部職員厚生課総括課長補佐 (製造業又は建設業の業務を行う100人以上の所属所) 副所長 規程第8条
安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務に相当する職務を行う	(企業局) 企業局公営事業課長 (地方機関) 所属長 規程第10条
安全衛生管理者の代理者	安全衛生管理者の職務を代理する	(企業局) 企業局公営事業課総括課長補佐 (地方機関) 所属長の次席の職にある者(庶務担当) 規程第10条第2項
安全管理者 ※	(1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。 (2) 職員の安全のための教育の実施に関すること。 (3) 労働災害の原因の調査及び再発防止に関すること。	製造業又は建設業の業務を行う 50人以上の地方機関及び指定地方機関 法第11条・令第3条・則第4条・規程第11条・12条
安全衛生推進者	安全管理者及び衛生管理者の職務を行う	製造業又は建設業の業務を行う 10人以上50人未満の地方機関 法第12条の2・則第12条の2・規程第13条
安全担当者	安全管理者又は安全衛生管理者が置かれている場合はこれを補助し、置かれていない場合は安全管理者の職務を行う	製造業又は建設業の業務を行う 地方機関並びに指定地方機関 規程第14条
衛生管理者 ※	(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること	本庁及び50人以上の地方機関 法第12条・令第4条・則第7条・規程第17条18条
衛生推進者	衛生管理者の職務を行う	10人以上50人未満の地方機関 法第12条の2・則第12条の2・規程第19条
衛生担当者	衛生管理者、安全衛生管理者、衛生推進者が置かれている所属所はこれを補助し、置かれていない所属所は衛生管理者の職務を行う	全所属所 規程第20条
作業主任者 ※	施行令に定める作業に従事する職員の指揮その他労働省令で定める作業主任者に関する職務を行う	施行令第6条に掲げる作業を行う所属所 法第14条・令第6条・則第16条・規程第21条
産業医 ※	次の職務のうち医学に関する専門的知識を必要とする事項を行う。 (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置 (2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置 (3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置 (4) 作業環境の維持管理 (5) 作業の管理 (6) 衛生教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置 (7) 職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置 (8) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理	労働安全衛生法に基づき産業医たる資格を有した者のうち規程15条により選任 (1) については職員診療所の医師たる産業医の職務 法第13条・令第5条・則第13条・規程第15条16条

※は有資格者の選任が必要

法で定めのあるもの